

**改正**

平成27年3月17日教委規則第1号

平成28年11月21日教委規則第10号

みやき町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、みやき町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成20年みやき町条例第1号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「奨学生」とは、高等学校又は大学に在学する町民で、勉学に意欲があり心身ともに健康であつて、学資の支弁が困難と認められる者の中から、第4条の規定により、選考された者で、学資の貸与を受ける学生をいう。この場合において、高等学校とは高等学校、中等教育学校（後期課程のみ）、特別支援学校（高等部のみ）、高等専門学校、専修学校（高等課程）をいい、大学には専修学校（専門課程で修業年限が2年以上のもの）、短期大学、大学、大学院を含むものとする。
- (2) 「奨学金」とは、前号より選考された奨学生に貸与する学資をいう。

(手続)

**第3条** 奨学生希望者は、奨学金貸与願（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、3月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学生推せん書（様式第2号）
  - (2) 家庭調査書
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 連帯保証人は、独立して生計を営む、本人の父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。
  - 3 在学学校長の推せんは、第1学年に限り出身中学校長又は出身高等学校長の推せんとする。

(選考)

**第4条** 奨学生の選考は、条例第7条に規定するみやき町育英資金運用委員会（以下「委員会」という。）において選考する。

- 2 前項の決定は、奨学生採用決定通知書（様式第3号）をもって本人に通知する。
- 3 奨学生希望者は、前項の採用決定の通知を受けたときは、速やかに奨学金借用証書（様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 町長は、奨学金希望者が前項の奨学金借用証書を期限までに提出しないときは、採用の決定を取消することができる。

（学業成績表の提出）

**第5条** 奨学生は、毎学年末の学業成績表の写しを当該学業成績表を受け取った日から1か月以内に提出しなければならない。

（異動等の届出）

**第6条** 奨学生は、次の各号に掲げる場合は連帯保証人と連署して直ちに届け出なければならない。ただし、奨学生に事故があるときは連帯保証人から届け出なければならない。

- （1）休学（様式第5号）
- （2）復学（様式第6号）
- （3）転校又は退学（様式第7号）
- （4）2か月以上の長期欠席（様式第8号）
- （5）本人又は連帯保証人の身分住所、その他重要な事項について異動があったとき（様式第9号）

（交付）

**第7条** 奨学金は、毎月定額を奨学生に交付する。ただし、特別の事情があるときは数か月分を合わせて交付することができる。

（金額の変更）

**第8条** 町長は、特別の事情が生じたときは奨学金の額を変更することができる。

- 2 奨学生は、奨学金減額（辞退）申出書（様式第10号）により、いつでも奨学金の減額又は辞退を申し出ることができる。

（交付停止）

**第9条** 奨学生が休学又は2か月を超える長期欠席をしたときは、その期間奨学金の交付を停止する。

（交付取消）

**第10条** 町長は、奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金の交付を取り消すものとする。

- (1) 傷病などのため修学の見込がないとき。
- (2) 勉学に意欲をなくし、又は、操行が不良となつたとき。
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (4) 休学、転校が適当でないとき。
- (5) この規則による手続を怠ったとき。
- (6) その他奨学生として適当でないとき。

(返済)

**第11条** 奨学生が卒業し又は前条各号の一に該当して奨学金の返済を要するに至ったときは、奨学金返還明細書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 奨学生は、前項に規定する奨学金返還明細書に基づき返済を行うものとする。

3 奨学生は、次の各号の一に該当したときは、その月の6か月後から3か年以内に奨学金を返済しなければならない。

- (1) 退学
- (2) 奨学金の辞退
- (3) 奨学金の取消

(返済猶予)

**第12条** 町長は、奨学生が次の各号に該当する場合は返済を猶予することができる。

- (1) 高等学校に在学する奨学生で更に大学等上級学校に進学する場合
- (2) 傷病、その他正当の事由のために奨学金の返済が困難な場合

2 前項の規定により、返済の猶予を希望する奨学生は、奨学金返済猶予願(様式第11号)を提出するものとする。

(延滞利息)

**第13条** 正当な事由がなく奨学金の返済を遅延したときは、日歩4銭の延滞利息を徴収する。ただし、特に町長が必要と認めたときはこれを減免することができる。

(死亡届及び返済免除)

**第14条** 奨学生が在学中又は奨学金の返済完了前に死亡したときは、連帯保証人は戸籍抄本と奨学金借用証書を添えて死亡届(様式第12号)を届出なければならない。

2 前項の場合は、奨学金の全部又は一部の返済を免除することができる。

(会長及び副会長)

**第15条** 委員会に委員の互選により会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

**第16条** 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、会議開催前3日までに会議の事項を付して委員に通知するものとする。

(会議)

**第17条** 委員会の会議は、定数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

- 2 町長は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 委員会は、町立中学校長及び奨学生又は奨学生になろうとする生徒の在学する学校長に、必要な事項について、意見を求めることができる。

(委員会の答申)

**第18条** 委員会は、町長の諮問に答申し、又は諮問に附随する事項について意見を附加することができる。

- 2 委員会の答申意見は全員一致をもって成立する。
- 3 会長は、委員会が町長の諮問事項を決定したときは、速やかに答申しなければならない。

(会議録)

**第19条** 会長は、会議ごとに会議録を作成し、委員1人と共に署名押印するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27年3月17日教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成28年11月21日教委規則第10号)

この規則は、平成28年12月1日から施行する。